明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八五）　二
〔省　令〕
○放送法施行規則の一部を改正する省令（総務九〇）　三
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令及び地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同九一）　九
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五八）　四
○経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業六五）　三
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六六）　四
○中小企業支援法第十二条第二項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令（同六七）　四
○建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令（国土交通八九）　四
○自動車事故報告規則等の一部を改正する省令（同九〇）　五
〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―一四九）　七
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（同一七―〇―一四七）　七
〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務六）　三
○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第十一条第三項の規定に基づく公正取引委員会の事務総局の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件（公正取引委一）　四
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件（金融庁七六）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二九九）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三〇〇）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三〇一）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三〇二）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三〇三）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同三〇四）　六
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十六条第一項の規定に基づき、ＮＰＥ又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でＮＰＥが使用されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めた件（厚生労働・経済産業・国土交通・環境一）　六
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、ＮＰＥ又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でＮＰＥが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定めた件（厚生労働・経済産業・環境七）　八
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業一五七）　八
○エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（同一五八）　九
○冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（同一五九）　九
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の全部を改正する件（同一六〇）　九
○中小企業信用保険法第二条第五項第三号の規定に基づき同号の経済産業大臣が定める事由を定める件（同一六一）　九
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の規定に基づき同号の経済産業大臣が定める事由を定める件（同一六二）　九
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づき同号の業種の指定について経済産業大臣が定める事由を定める件（同一六三）　九

（以下次のページへ続く）